

令和7年3月定例会 代表質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「二上山産業廃棄物処理場の開発について」

○青木恒子 日本共産党の会派を代表して質問いたします青木恒子です。よろしくお願いします。

今、国政では自公過半数割れ、予算案や法案も与党だけでは成立させることができない中、危機的状況になっています。

日本共産党は、2つのゆがみを元から変える政策を打ち出しています。1つは、アメリカ言いなりの政治、2つ目は、財界もうけ優先、裏金事件解明などです。2つのゆがみを元から変える政治が今重要です。平和や国民の暮らしに……。

○議長(中村良路) 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長(中村良路) それでは、休憩を解いて再開いたします。
どうぞ。

○青木恒子 2つのゆがみを元から変える政治は重要です。平和や国民の暮らしに希望を持てる社会につながります。自民党の裏金事件真相解明、企業団体献金の中止が強く求められています。

その一方、国民は働けど賃金上がらず、毎年、社会保障が削られ、国民の負担が増えてきています。食品も含めて全てかかる消費税の減税が緊急課題です。また、大企業や富裕層に応分の税負担をする中で、財源を生み、物価高にふさわしい年金引上げ、ケア労働者の処遇改善が急がれます。

ところが、アメリカ言いなりの歯止めなき大軍拡が進められようとし、5年間で43兆円の軍事費、これは教育、社会保障予算の2倍にも当たります。教育予算、子育て、社会保障予算が物価高騰に追いついておらず、市民生活に大きな影響を与えています。戦闘機を買うお金があるなら、暮らしに回すべきとの国民の声も切実です。

このような国の予算が通れば、地方自治体に及ぼす影響も大きくなります。最優先に市民に直結する暮らし、生活応援の予算になることを要望します。

今回は、このパネルを持ってまいりました。

これは、二上山の産業廃棄物処理場、100ヘクタールの開発に、これは東京ドーム21個分に当たるそうです、12月議会でも取り上げたわけですが、その後も市民の皆さんからの不安の声や、事業所で働いておられる方の内部告発が共産党のほうに寄せられました。これは緊

急課題だと思い、改めて引き続き質問をしたいというふうに思いました。

質問に当たり、太子町のミカン畑を視察しました。そこには、共産党の山村県会議員、そして産業廃棄物処理場について詳しい専門家、水質検査の専門家と、そして市民で視察に行ったときの写真が、この前にある写真です。

二上山の雄岳、二上山の雌岳、この前にあるこの産業廃棄物の処理でされた土が高く積まれている。市民の中からは、本当に三上山になっているという不安がどんどん今広がっていると。果樹園になるだろうと楽しんでたにもかかわらず、生喜病院から見られる山肌はあまりにもひどいものがあります。

そして、そのときに、専門家の方たちの驚きように私もすごくびっくりしたわけです。そこでおっしゃったことは、ここの産業廃棄物処理場は中間処理場にもかかわらず、ただでこれは最終処理場だというふうにおっしゃいました。まずはこの景観について質問をしたいというふうに思います。

令和6年8月に、本市から奈良県に対して意見照会の回答をした採石法に基づく採取計画の変更認可申請はどのような内容であったかということについてお尋ねします。

壇上からの質問はこれで終わります。

○都市創造部次長 ご質問をいただきました変更認可申請の内容でございますが、採石業者が採石法の規定に基づき奈良県知事より認可を受けた二上山山麓におきましての採取計画について、認可面積など岩石採取場の区域を変更するものでございました。

以上でございます。

○青木恒子 岩石採石場の区域の変更というのはどのような内容のものであったか教えてください。

○都市創造部次長 岩石採取場の区域の変更につきましては、採石業者が、施設の設置計画及び採取終了範囲の整理に伴いまして、認可面積及び採取面積を減少する内容でございました。

以上でございます。

○青木恒子 採石の採取場の変更があるときに、業者からそういうふうな申請があつて、それをまた確認しに行ったということだというふうに理解します。

こうした変更の許可申請の際に、香芝市が現地を確認するということはあるのでしょうか。

○都市創造部次長 奈良県から本市に対しまして、法令に基づく行為の認可に際しての意見聴取があった場合には、必要に応じまして現地を確認することとしてございます。

以上でございます。

○青木恒子 それでは、その確認をしたということについてですけれども、奈良県に対して意見を提出されているというふうに前回もお聞きしたのですが、その内容についてまた詳しくお知らせください。

○都市創造部次長 奈良県知事から、採石法第33条の6の規定によりまして、意見聴取に対

して、申請者が採取計画に基づき事業を行い、採取計画に変更が生じるときは、随時変更申請を行うように指導すること、申請者が岩石の採取に当たって、騒音、振動及び粉じん等の公害防止及び災害防止に努め、周辺環境への配慮を行うように引き続き指導をすることなどを意見してございます。

以上でございます。

○青木恒子　そういうふうにして、意見を言っていたいたということ、例えば振動及び粉じん、公害防止、周辺環境への配慮ということについて、この内容についても、市民からいろいろなご意見を聞いているところでもあります。ぜひとも、こういう市から県への要請というか意見というのはどんどん出していつていただきたいというふうに思います。

そして、前回、市長のほうからも、良好な景観は、豊かな生活環境に不可欠であると。そして、都市空間と生活環境は市民の共有財産であると、そういうふうに、この環境ということについて、いかに大事かということの姿勢をお聞かせ願えたところです。そして、二上山は象徴的な存在だから、景観保全は本当に大事だということもそこでお聞きしたところです。ぜひとも、今後ともそういうことについては、県のほうに言っていきたいというふうに思うところです。

それでは、景観法に関わる意見聴取があった場合に、どのような内容を意見をすること、ということで、どういうふうにしたかということについてお聞きしたいと思います。

○都市創造部次長　以前は、香芝市から奈良県に対しまして、二上山周辺での行為に係る意見といたしまして、許可等を条件に遵守すること、行為完了後の速やかな緑化や、周辺環境に配慮を行うことなどを意見してございました。

令和6年12月香芝市議会定例会におきまして、議員から二上山に関する景観に関しての質問があったところでもございますので、二上山を望む良好な景観の形成と保全を目的とした重点景観形成区域の指定を検討することや、事業者に対しまして地域住民へ説明することを指導することなどを加えて、今後は奈良県に意見をまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子　今のお答えの中で、景観の形成と保全ということと、この地域を重点景観形成区域に指定を検討してもらいたいということ、もう一つは地域住民への説明をすることなど、それをぜひともということで奈良県に意見していくということについては、大きな一歩だというふうに思います。

市民は、あそこが果樹園になるんだろうと楽しみにしているところが、全く違う方向に進んでいるということに対して、不信と不安が広がっているところです。ぜひとも、行政としても県のほうに向き合っていっていただきたいということを要望いたします。

それでは、次に質問します。景観条例の制定に向けて、どのような取組を行っているのか、今後どうされていくのかということについてお尋ねします。

○都市創造部次長　現在、香芝市景観条例案の提出に向けまして、先行自治体の事例などを

研究しておりまして、本市を含む景観行政団体である奈良県との調整を今後行う予定としてございます。

以上でございます。

○青木恒子 ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

12月の答弁の中では、広域景観や自然景観の保全という観点から見ますと、今は、環境に乱れが生じているという認識というふうにお答えいただきました。本当に乱れが大きく生じているというのは、先ほど見ていただいた写真からでもポスターからでもうかがえるというふうに思います。ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、まず景観なんですけれども、景観については今で質問を終わりたいと思います。

次から、景観については大きくさま変わりしていたということで、元あった景観に戻していくべきというふうに考えますので、早急に景観条例制定を要望いたします。

次に、環境について質問します。

産業廃棄物中間処理場から流れ出る竹田川には水生動物がいない。泡立つ水、消毒するような臭い、周辺では黒い灰が降りてくるため洗濯が干せないなど、住民の声を聞いています。健康被害につながらないか心配です。

そこで、香芝の環境の基本になる環境基本条例についてお尋ねします。

香芝市の環境基本条例の理念はどのようなものでしょうか。詳しく教えてください。

○市民環境部長 基本理念といたしまして、同条例第3条第1項は、環境の保全は市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならないと規定し、第2項は、環境の保全は全ての者が環境への負荷をできる限り低減すること、その他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって持続的に発展することができる社会が構築されるように行われなければならないと規定し、第3項は、地球環境保全は人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、全ての者が自らの問題として捉え、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならないと規定しております。

以上です。

○青木恒子 本当にすばらしい環境の基本条例です。健全で恵み豊かな環境を享受する。先ほど言った共有財産です。そのことは将来にわたり維持されるように、環境の保全、今だけよければいいというわけではございません。環境負荷を低減する行動を積極的に行う、市民の皆さんと香芝市の環境を守っていく、事業者も努力する、香芝市も努力する、市民も努力する、このことが何よりも大事だというふうに思いました。

それでは、次の質問に移りますが、その前に資料の配付というのがあると思うんですが、まだされていないのですが、事務局のほうに。もう配付されていますか。すみません、失礼いたしました。

それでは、質問をさせていただきます。

産業廃棄物中間処理場とは、どのようなことをするのでしょうか。

○市民環境部長 コンクリートがらに代表される瓦礫類や、掘削現場から発生する建設汚泥などの産業廃棄物を、プラント処理による各工程を経て、再生土等の土木資材へのリサイクルを行う施設でございます。

以上です。

○青木恒子 そういうことで、運ばれた廃棄物を分別して、小さくしていったって、そこから再度、各工程を経て小さくしていく。それをまた最終処理場に送っていくという、そういうふうなことだというふうに理解しました。

そうしたら、再度、最終処分場と中間処理場の違いということについてどう理解したらいいのでしょうか。

○市民環境部長 平成11年に、当時の厚生省から通知された建設廃棄物処理指針によりますと、中間処理とは、再生、減量、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理を言い、最終処分とは、埋立処分と海洋投入処分をいうとされております。

以上です。

○青木恒子 ということは、この二上山の国定公園にある中間処理場は最終処理場ではないわけですから、中間処理場で埋め立てて処分してはならないということに当たるというふうに思います。

ここで、私は、事業所で働いておられる方から、直接、内部告発を受けましたが、そこで働いておられる方は、一切の中間処理をした土を外に運び出したことが一切ないという、そういうことをおっしゃられていました。この内部告発は、1人ではなく複数名でのお話を聞いているところです。このことについては、本当に心配するばかりのことです。

最終処理場へ持ち出されていないとの内部告発は、本当にこういうふうに複数名から伺っています。そして、ダンプで上に上がっていったら、そこではマスクをしていてもダンプの窓を閉めていても息ができないぐらいの臭いで、一瞬息が止まるという話もお聞きしているところです。

それでは、この最終処分場へ持ち出していない内部告発を複数名から受けていますが、こういうことについての市の見解はどうでしょうか。

○市民環境部長 内部告発につきましては、その内容だけでなく、有無についても把握しておりません。

産業廃棄物処理施設については、奈良県知事の許可のことでもあり、市町村では専門的な知識も有していないので見解を述べることはできません。

以上です。

○青木恒子 内部告発の方の意見をどういうふうに判断するかということは、これからの課題だというふうに思いますが、こういう声が出ているということに対して、市のほうもさらに研究を、この産業廃棄物処理場、中間処理場の問題についての研究をさらに進めていただきたいというふうに要望しておきます。

それでは、私が、この問題に深く、大変だと思った事件がありました。それは、2018年に、竹田川より赤い水が水田に流れ込み、稲が育たなかったという市民の方の声を聞いていますが、この件について市のほうはどういうふう把握されているでしょうか。

○市民環境部長 当時、私も竹田川の状況については現場で確認しております。処理記録等、残しているものではないため、具体的な内容については回答を差し控えますが、稲の生育については水質によるものか管理によるものかなどの因果関係については、市としては把握しているものではございません。

以上です。

○青木恒子 そのときの記録が、行政のほうも心配で現地に足を運ばれたというふうに聞いています。記録がないというのが、行政の立場としてはちょっといかがなものかというふうにも思うわけです。

窓口で相談があったとき、苦情があったとき、書類は10年間保存というふうな形があると思います。この問題は、県の許認可である事業所も、例えばこういう大きな事件を起こした場合は、この事件について県のほうに報告する義務があるというふうに伺っています。

再度、この県のほうに開示請求をしていき、具体的にどうであったかということを含め今後調査していきたいというふうに思っています。

それでは、竹田川上流に水生動物がいなくなったことについてお尋ねします。

このことについて、CODのこととかも書いていますので、後で資料については説明させていただきます。

○市民環境部長 水生生物がいなくなった原因は何かというご質問でございしますが、一般的に河川工事が行われた後の川、護岸とか床打ちのことを言います、では魚の数が減った、種類が少なくなった、あるいは水鳥がいなくなったという事例はよくございます。また、水位の変動も水生動物の生息環境にとって大きな影響を及ぼすことから、お尋ねの件についての原因は一概には特定することができないと考えます。

以上です。

○青木恒子 水が下がっているということと、護岸工事のことということでおっしゃいましたが、我が家の近くも本当に浅いところでもザリガニはいます。全くタニシもいます。そういう状況の中で、一切、竹田川の中にいないということについては、市民の中から不安が募っているわけです。しかし、12月の議会の答弁で、この竹田川の下流のほうで水質検査をしていた香芝市ですが、上流のほうでも考えていくという前向きな答えもいただきましたので、再度、市民の不安を払拭するためにも、この調査のほうにご協力願いたいというふうに思います。

次に、水質の関係で、瀬戸内海環境保全特別措置法、通称瀬戸内法があると思いますが、この概要について伺います。

○市民環境部長 瀬戸内海の水質保全対策等を強力に推進することを目的として、昭和48年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、さらに昭和53年には赤潮等による被害に対

する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正され、奈良県は瀬戸内海の対象区域になってございます。

以上です。

○青木恒子 奈良県もこれに大いに関係すると。

この竹田川から流れる水が葛下川に流れ、そして瀬戸内海のほうにも行くということで、これは重要な法律だというふうに思っています。

それでは、この規制される排水関係の法令には、廃棄物清掃法と、それと水質汚濁防止法と、瀬戸内海のこの法が3つあるわけです。専門家にこの水質検査を依頼しましたところ、CODが140ミリグラム・パー・リットルという結果が出ましたが、瀬戸内法との関連でこれについてどう思われますか。

○市民環境部長 瀬戸内海環境保全特別措置法の関連で、奈良県では令和4年度に第9次総量削減計画を策定して、窒素、リン、そして化学的酸素要求量であるCODの総量を定めてございます。

ただ、CODは、主に有機物の汚れの度合いを表すもので、湖沼、湖と沼です、湖沼及び海域の水質を示す指標として用いられていることから、環境政策課の業務として毎年行っている専門機関による市内主要河川の水質検査の項目では、CODではなくBODを対象としてございます。したがって、お尋ねの件については、市としては把握してございません。

以上です。

○青木恒子 それでは、皆さん、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

資料は、これは最終処分場ですから、さらに厳しい基準ですが、最終処分場の維持管理基準の概要ということをお手元に配らせていただいているところです。

ここによりますと、26番目を見ていただきたいと思います、この26番目は、次に掲げる場合には速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、生活環境保全上必要な措置を講ずること。

1、浸透水に関わる地下水などの検査項目の水質検査の結果、基準に適合していない場合。

2、BODまたはCODの水質検査の結果、BODが20ミリグラム・パー・1リットル、またはCODが40ミリグラム・パー・リットルを超えている場合、この場合は、即座に埋立処分を中止しなければならないという、これはとても大事な基準になっています。

先ほど言いましたが、この140ミリグラム・パー・リットル、これは本当にすごい数値になっています。このことについて、やはり見ていかなければならないと、心配な数値だというふうに思っているところです。

ちなみに、10ミリグラム・パー・リットルで、やっとフナが生息できるという、そういう状況です。その14倍もの数値が専門家によって採取されたということについては、とても大きな問題だというふうに思っています。ぜひとも、このことについても検証していただきたいと思いますというふうに思います。

このように、市民の中で自主的にお金を出し、採取し、そして検査しているこの結果がこういう状況です。市民の不安解消のために、現地見学会など、そういうことは考えてもらえないでしょうか。

○市民環境部長 過去には見学会のようなものが開催されたことがあるようでございますが、もちろんこれは市の施設ではございませんので、事業者の理解と協力がないと実施することは困難であると考えます。ただ、このような提案がなされたことは事業者伝えてまいります。

以上です。

○青木恒子 ぜひとも、この市民の声を事業者のほうにもお伝え願いたいというふうに思います。

この環境計画については、市の行政、そして市民の皆さん、事業者が本当にお互い分かり合って、住みやすい香芝市をつくっていくための条例であります。ぜひとも、その点に立ち返って、ぜひともよろしく願いたいというふうに思います。

「関西万博（会場は産業廃棄物処理場）児童生徒招待事業について」

○青木恒子 それでは、次に質問をいたします。

この現役の産業廃棄物最終処理場で開催されるのが関西万博です。関西万博の児童・生徒招待事業について質問します。

これは最終処理場ということですので、16番目の表を見ていただいたら、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。この排除ができなかったからガス爆発も起こったということ。そして、埋立処分が終了した埋立地には、厚さおおむね50センチの土を積んでおくことなど、こういうふうな厳重な処理をされているところであります。

そういうところで、昨年3月28日には、夢洲1区で有害のメタンガスの爆発がありました。まさに、この会場は、産業廃棄物最終処理場を現在も行っているところです。

万博会場1区、2区は、有害化学物質を含む1,800万トンの上に50センチの土を盛ったところです。土壌のメタンガスを抜くためのパイプは79本もあります。バスなどの駐車場の下には、PCBを含む土が1万袋埋められています。子供たちを危険にさらし、責任を学校に押しつけるような万博の強制動員は本当にやめるべきです。

万博に、現役の産業廃棄物最終処理場は、どんな対策を取っても安全な場所にはなりません。また、パビリオンがどんどん撤退していく、そういう中で、現場の事実確認など、教育委員会として本気で審査、調査したのかどうか。そして教育理念として、校外学習としての値打ちがあるのかどうかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

関西万博への不参加を決めている自治体も増えているのが実態です。香芝市の教育委員会や香芝市としては、どのような見解であるかお知らせください。

○市長 学校区単位で実施する校外学習等の行き先につきましては、教育委員会において、

各学校の主体的な判断を尊重するものとしているようでございますが、本市といたしましては、児童・生徒の安全性に疑問がある行き先を選定することは許されないと考えてございます。

関西万博につきましては、熱中症対策や災害対策等の観点から、いまだ安全性に対して疑問視する声が多くございます。このような観点から、大阪府吹田市、交野市、島本町、また熊取町等におきましても、学校単位での参加を見送る決定をしたものと認識をしてございます。

このようなことから、仮に本市におきまして校外学習等の行き先として関西万博を選定した場合には、本市としても、保護者や市議会に対しても十分な説明をすることができないものと思われ、ほかにも優れた学習効果の期待できる行き先が多々ある中で、あえてそれを校外学習等の行き先として選定する理由はないものと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 本当に市民の声を聞いていただいているということについて、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、一つ気がかりなところは、現在、校外学習の行き先として関西万博を検討している学校があるというふうにお聞きしているのですが、そのことについてはどう考えておられますか。

○教育部長 学校への意向調査を実施いたしましたところ、現時点で香芝西中学校と香芝北中学校が校外学習の行き先として検討しているものと把握してございます。

しかしながら、熱中症対策や災害対策等の観点から、いまだ安全性に対して疑問視する声も多いという懸念を伝えてございまして、最終的に決定したわけではないということでございます。

繰り返しになりますけれども、関西万博につきましては熱中症対策や災害対策等の観点から、いまだ安全性に対して疑問視をする、不安視する声も多くございまして、ほかにも優れた学習効果の期待できる行き先がある中で、あえてそこを校外学習の行き先として選定しなければならない理由は大変乏しいものであるというふうに考えております。

以上です。

○青木恒子 今、各教育現場で、教員が考えて、行き先を2つに考えたというふうなことになりますが、そういうプロセスをうんと大事にして、職場の中でも検討していただきたいというふうに私は思います。

現場の声を、やはり私自身は万博に対する校外学習には反対ではありますが、現場で決めた内容について、どうだったのかということで、納得のいく形で、中止なり続けるなりをまた考えていかれるのかなというふうに思っているところです。

そういう検討をする材料ということでありまして、関西万博を校外学習の行き先とした場合の下見についてどのように考えていますか。

○教育部長 現時点におきましては、関西万博を校外学習等の行き先とすることは決定し

てはおりませんけれども、仮に決定した場合におきましては、令和7年4月5日と4月6日にテストランというものが実施されるようございまして、それを利用した下見を実施するということが現実的であろうかというふうに考えてございます。

ただし、実際の混雑状況などについては、その場では確認することはできないということがございますので、大きな懸念が残るものというふうに考えてございます。

以上です。

○青木恒子 計画をされているということで、交通手段は今のところどういうふうに、もしされるとしたら考えているんですか。

○教育部長 現時点におきましては、関西万博を校外学習等の行き先とすることは決定してはおりませんけれども、仮に決定した場合につきましては、現地まではバスでの往復を検討することになると思われます。

以上です。

○青木恒子 先ほど言いましたように、バスの駐車場は、本当にPCBなどの袋が下に詰まっている場所ということについては、危険かなと思いますが、メタンガスの発生や熱中症への対策については、どのように考えておられますか。

○教育部長 関西万博につきましては、先ほどおっしゃったメタンガスの件ですとか、熱中症対策、あるいは災害対策等の観点から、いまだにその安全性に対して不安を持たれる方も多いということでございます。

このような観点から、先ほど市長からもございましたように、大阪府の吹田市、交野市、島本町、熊取町等も学校単位での参加を見送る決定をしたものと考えてございます。

個人で行かれることは妨げるものではもちろんございませんけれども、仮に学校の校外学習等の行き先として関西万博を選定した場合には、やはり本市として保護者や市議会に対して、その安全性について十分な説明することができないものというふうに考えております。

以上です。

○青木恒子 本当に熱中症対策、5月からが肝腎だそうです。そのときに水分補給ができないなど、救護施設がないなどにおきましては、子供の校外学習ということには本当に心配が重なるのではないかというふうに思っています。

お弁当を食べる場所の確保については、どうされるというふうに考えていますか。

○教育部長 現時点で、関西万博を校外学習等の行き先とすることは決定しておりませんけれども、仮に決定した場合につきましては、場内にある休憩所を利用して食事をする事になると考えております。

以上です。

○青木恒子 お弁当を食べる休憩所を確保されるのは小学校だけで、中学生の場所は確保されていません。そういう意味においても、下見というのがいかに困難かというふうに私は思っているところです。

災害時における避難経路の確認ということですが、あそこは本当に沈みやすい軟弱地盤のところですから、災害が起こったとき、そして孤島のようになっている夢洲の中で、どういうふうな避難経路というの確認されようとしているのか教えてください。

○**教育部長** 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が示す避難経路を利用することになると考えております。

以上です。

○**青木恒子** 一つの判断じゃなくて、本当にもし何かが起こったときの行政の責任というのは大きいわけですから、こういうふうなことを取り組む場合に、教育委員会としていかに慎重であるべきかということをこれから要望していきたいというふうに思います。

「学童保育の長期休業中の子どもたちの外遊び保障」

○**青木恒子** 次に、質問を移ります。

学童期の外遊びの発達について見解をお伺いしたいんですが、私のほうにご要望があったのは、長期休暇中の学童保育における子供たちの外遊びが一切なかったという、そして子供からは遊びたいという声がある中で、実施できなかったというお声を聞いています。

そういう意味におきまして、学童保育の理念、そして外遊びと発達の観点から、どういうふうなお考えを持っているのかお示してください。

○**教育部長** お答えいたします。

学童期の児童にとって、日中の間に十分に体を動かすことにつきましては、エネルギーの消費や情緒の開放によって、夜の入眠を早め、悪循環を断ち切る効果があると理解してございます。

また、外遊びは、生活リズムの改善に加えまして、子供の発達、発育における身体的、社会的、知的、精神的、情緒的、この5つの側面をバランスよく育むことに貢献するものと考えてございます。

放課後児童健全育成事業の事業内容の一つに、遊びを通して自主性、社会性、創造性を培うことが挙げられておりまして、外遊び、室内遊びともに学童保育所で実施することが必要であるものと考えております。

以上です。

○**青木恒子** 放課後児童健全育成事業の、本当にその中にも理念が書き込まれているわけですが、私が調査しましたところ、公立の学童保育で毎日やっていたところが、毎日外遊びを15分程度やっているのは、鎌田学童保育所、そして旭ヶ丘第1学童保育所、それ以外は一日たりとも外で遊んでいないという現状です。

そして、あと民間の学童保育を調べましたところ、13日であつたり22日で、1時間程度と十分な保障がされているわけであります。

この外遊びは、本当に基礎体力、積極性、コミュニケーション能力、健康維持、そして失

敗を経験から学べるどころ、学力の向上にもつながるという、そういう子供にとって欠かせない遊びがまるでゼロだったということについて、本当に心配になってきます。

そういう意味におきまして、**学童保育における夏期休業中の外遊びが実施できなかった件について、教育委員会としてはご存じだったのでしょうか。**

○教育部長 お答えいたします。

夏期休業中の外遊びについての情報は集約しておりませんでした。香芝市立の学童保育所における夏期休業中の外遊びを実施していなかったことについても把握していなかったということでございます。

以上です。

○青木恒子 そうすることは本当に残念なわけですが、こどもまんなか社会を香芝でつくるんだと、そういう意味におきまして、この公的な学童保育が民間の憧れになるようなものにならなければ水準は上がっていかないというふうに思います。

この指定管理者制度についても、本当の市民の立場に立った保育というのが、これはできないんだなということの事例じゃないかというふうに思ったところです。

また、お聞きしたところ、これは長期夏休みだけではなく、平日も一週間に2日ぐらいしか外遊びができないと、そういう状況だというふうなこともお聞きしていますので、またそれについても調査していただきたいというふうに思います。

そして、民間学童の外遊びが保証できないときは、近くの体育館を借りてでも遊ばせている、そういう実態があります。各学童保育が、例えば各小学校の体育館を借りるなり、そういう条件整備に、今後とも子供たちのために政策を打ち出していきたいというふうに思います。

そして、広陵町も同じ事業者が学童保育を事業をしているわけですが、その学童保育での外遊びの実態は把握されていますでしょうか。

○教育部長 お答えいたします。

広陵町の担当課に確認いたしましたところ、熱中症警戒アラートが発表され、暑さ指数が規定値を超えた場合は外遊びを控えるようにしているということでした。

また、本市と同一の事業者が受託している学童保育所におきまして、夏期休業中に外遊びを実施しているという事実については、数日のみであったということを確認いたしました。

以上です。

○青木恒子 警戒アラートが出た場合は、もちろん外遊びは中止しますが、朝早い時間、夕方頃に遊び保障というのは十分できることだというふうに思います。

子供の発達のために、どういう場が適切かということ、今後、教育委員会としても検討していただきたいというふうに思います。

夏期休業中の外遊びができなかった理由ということについての把握はどういうふうに行われていますか。

○**教育部長** 指定管理者に確認いたしましたところ、先ほど申しましたが、熱中症警戒アラートの発表の有無、また暑さ指数が規定値を超えた場合は外遊びを控えるようにしている学童がほとんどであったということでございます。

ただし、公立の学童保育所の中におきましても、短時間の外遊びを実施している学童も一部あったことから、全面的に禁止しているものではないということでございます。

先ほど、議員からのご指摘ございましたけれども、暑さがピークを迎える前の午前中や、一段落する夕刻であれば、安全に外遊びができる可能性はございますけれども、児童によって登所してくる時間や迎えの時間が異なることなど、安全管理のための指導員が運営上、十分に確保できていないなどを理由に、機会が十分に提供できなかったものと考えてございます。

外遊びの効用はもとより、児童、保護者ともに外遊びへの要望が多いことも踏まえまして、指定管理者と協議をしながら、安全な外遊びの方法について検討してまいりたいと考えてございます。

市長とも協議した中で、外遊びがしやすい環境を確保するために、学童保育所の施設として小学校の施設を利用したり、その場所を小学校の校庭に隣接する場所に整備していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**青木恒子** 今度、志都美学童が学校の中ということで、本当にいいことだなというふうに思います。空き教室が空けば、そこには学童保育と。そして今、少子化ではありますが、夫婦が働かなければ子育てできないという、そういう環境の中で、学童保育はとても重要であります。学童保育の中で、未来を担う香芝の子供たちが、学力も、それから遊びも含めて全面発達できるような、そういう場にしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、3問目のほうに移らせていただきます。

もう一つ、すみません、今回は、指定管理でのシダックスの隙間バイトのことも追及させていただきましたが、何よりも人手不足ということが大きな原因だというふうに思っています。そういう意味におきましては、指導員の方の労働条件の改善、これも急務だというふうに思います。ぜひとも、ここで働きたいという、そういう方がたくさんできるような条件整備のほうも、共々考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

「市議会議員の小学校無断侵入に関する件について」

○**青木恒子** 次に移ります。

昨年3月27日の本会議で、市議会議員の小学校無断侵入に関する調査特別委員会設置が決まりました。そして、3回にわたる委員会が開催され、私自身も全て傍聴しましたが、委員会の報告もない中、市民から議会への不信の声が届いています。このことに関して、人として尊厳に関わる問題なので質問をいたします。

私に対して2年7か月に及ぶ懲罰事案に関して、奈良地裁、大阪高裁の判決により、議会の裁量権の逸脱ということで私の全面勝訴になりました。私は、この経験の中、体調を壊し、一週間の入院を余儀なくされたことをお伝えします。このようなことが、これから起こらないためにも、人としての尊厳に関わるので誠実にお答えしていただきたいというふうに思います。

また、議会だよりも個人名が記載され、市会議員の小学校無断侵入という驚くべきような表現が、議会の中に、そして議会だよりに載ったということにつきましては、人としての尊厳に関わりますので、経過説明をお願いしたいというふうに思います。

事の発端となったのは、教育長が議長に提出した文書を取り下げた理由について、そしてまた経過説明など、教育長をお願いしたいのですが、よろしくお願いします。

○**教育部長** 経過につきましては、特別委員会で申し上げたとおりでございます。文書を取り下げた理由でございますけれども、再度、法的な観点から評価をいたしましたところ、議員の行為につきましては、私的な行為であることから、議員が通常の手続をしないまま行為を行ったといたしましても、市議会議員全体に注意喚起を要請することは適切ではないと判断したためでございます。

以上です。

○**青木恒子** 経過説明が、特別委員会の報告がないからよく分からないわけです。市民も、傍聴していても分からないということで、そして1月27日の傍聴におきましては、部長のほうから教育委員と弁護士と相談した結果、これはもう一部に誤りがあったと。委員会を立ち上げたことも間違いであったということの謝罪をされたというふうに思いますが、そして、その後、またそこで中断されて、その謝罪を取り消したという、そういうふうな曖昧な流れになってきているというふうなことを私はすごく感じたわけですが、そういう意味におきまして、そのことについての事実報告ということは、今後また検討委員会のほうから出してもらうということによろしいですか。

○**青木恒子** 閉じられていないということで、そこの中での議論がこれから見られるということで理解してよろしいでしょうか。

○**議長（中村良路）** 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

○**議長（中村良路）** 休憩を解いて再開します。

青木議員。

○**青木恒子** それでは、話を変えていきます。私自身が、なぜそういうことを思ったのかということは、自分も経験した人権の侵害に当たるのではないかという思いがあったから、この問題を取り上げたわけです。

そして、残念ながら、教育現場では、いじめをなくするという姿勢で取り組んでおられると当然思われるわけです。今回、こういう問題におきまして、例えば教育長、議長、ご本人

の話合いとか、そういう問題で解決できたのではないかということを意見として述べておきたいと思います。

今後、あらゆる場、議会や庁舎内、管理職も含めて、人の尊厳を傷つけないような、そういう社会をご一緒につくっていくべきだというふうに考えていますので、今後とも、継続されている特別委員会を注視していきたいというふうに思います。

これをもちまして発言を終わります。